平成２３年（フ）第７４号
茨城県結城郡八千代町大字塩本548番地33
債務者　大野　　清
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７５号
茨城県結城郡八千代町大字佐野1148番地５
債務者　池田　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７６号
茨城県古河市緑町２番３号
債務者　野村奈実子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９０号
茨城県古河市大山1555番地　市営22号
債務者　青木　明美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９３号
茨城県坂東市岩井989番地２、前住所茨城県古河市尾崎3615番地28
債務者　鈴木　益朗
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３号
千葉県木更津市長須賀942番地11　第８サンコーポ105
債務者　西山みきゑ
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４０号
富山県高岡市波岡40番地１　ハイムウエストコーストＢ棟201号
債務者　酢谷　泰司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４８号
富山県高岡市戸出町６丁目６番２号
債務者　宮守眞理子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７９号
金沢市堀川新町６番50号　ルミネ武田202
債務者　岩崎　英樹
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
石川県かほく市木津ハ44番地３
債務者　高岡　理絵
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目253番地３、従前の住所東京都大田区南蒲田１丁目７番６号
債務者　南　　杏奈
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
岐阜市曖町23番地２　笠井ハイツ201号室
債務者　武井　美結
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７５９号
名古屋市中川区供米田２丁目2103番地　ファミール清水Ｂ棟103号
債務者　中町久美子（旧姓安藤・濱本・阿部）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８号
愛知県岩倉市昭和町３丁目33番地１　水越借家３号室
債務者　橋本　一明
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１６号
愛知県一宮市萩原町朝宮1348番地
債務者　長谷川理砂
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１８号
愛知県一宮市末広１丁目５番７号
債務者　林　千代子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２３号
愛知県一宮市木曽川町門間字北屋敷36番地３
債務者　岩村アレシャンドレこと　ＩＷＡＭＵＲＡ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ　ＭＡＴＵＤＡ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２４号
愛知県一宮市木曽川町門間字北屋敷36番地３
債務者　イワムラあさみ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部